

月刊 こう食品法令 【2023年 10月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:いわゆる「ステマ告示」の指定について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第6講 追補
:原料原産地表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
:特定計量器について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」 (令和5年3月28日内閣府告示第19号)

景品表示法第5条第3号の規定に基づき「指定告示」され、
令和5年10月1日から施行されました。(いわゆるステマ告示)

規制の対象となる表示は「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」です。つまり、事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることを明瞭にしないことなどにより、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難となる表示のことです。

広告であるにもかかわらず、
広告であることを隠すことがい
わゆる「ステルスマーケティング
(ステマ)」です。

■ 景品表示法は、うそや大げさな表示など消費者をだますような表示を規制しています。

消費者は、商品のパッケージやウェブサイト、広告などの表示を見て、商品を選んでいきます。また、インターネットでの取引が増える中で消費者が商品を選ぶ際は事業者の広告であるか、それとも第三者の感想であるかが明瞭になっていることが重要です。その理由は、事業者による広告であれば、消費者は、広告にはある程度の誇張・誇大が含まれているものと認識しており、そのことを考慮して商品を選んでいきます。一方で、広告であることが分からないと、消費者は、事業者ではない第三者の感想であると誤認してしまい、その表示の内容をそのまま受けとってしまうかもしれません。このような、誤認により、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選ぶことが出来なくなります。

■ 指定告示は「誤認される」ではなく、「一般消費者に誤認されるおそれがある」表示を対象にしています。また、優良誤認(1号)、有利誤認(2号)に設けられている「著しく優良」「著しく有利」の要件はなく、誤認されるおそれがある表示は迅速に規制できるとされています。

消費者庁HPの情報から作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

《第1編 加工食品》

第6講 原料原産地表示について 【追補】

■細分化された原材料

別表第15の22食品群は加工度が低く生鮮食品に近く、原材料に使用した生鮮食品が当該加工食品の品質に影響しています。そのため、50%以上配合してある生鮮食品が原産地の表示対象となっています。通常は50%以上であれば重量順位1位の原材料が対象となります。

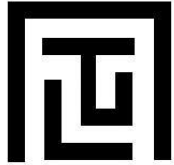
例えばピーマンを細分化した赤ピーマンと黄ピーマンの原材料で原材料表示した場合、同種のピーマンの配合割合が50%以上であれば、赤と黄の両方のピーマンの原産地を表示することになります。必ずしも50%以上だから1番目に記載した原材料だけに限りませんので、ご注意ください。

一方、令和4年3月から完全適用された、いわゆる新たな原料原産地表示の対象となる原材料は原材料に占める重量割合が最も高い原材料、つまり重量割合上位1位の原材料が対象です。従って、上記のピーマンの例で、赤と黄が同配合ではなく赤が1位の重量で黄が2番目以降の場合は、形式的に重量割合1位の赤ピーマンのみ原産地を表示し、1位以外の黄ピーマンの原産地は対象外となります。

販売される加工食品に一律に重量割合上位1位の原材料を対象にしているのです。

両者が異なるのは次の理由があるからです。22食品群は生鮮食品の品質要件から当該原産地を表示することを求めるのに対し、新たな原料原産地表示は販売される加工食品の原材料がどの国で作られたのかを一般消費者に情報提供することを目的にしたものだからです。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

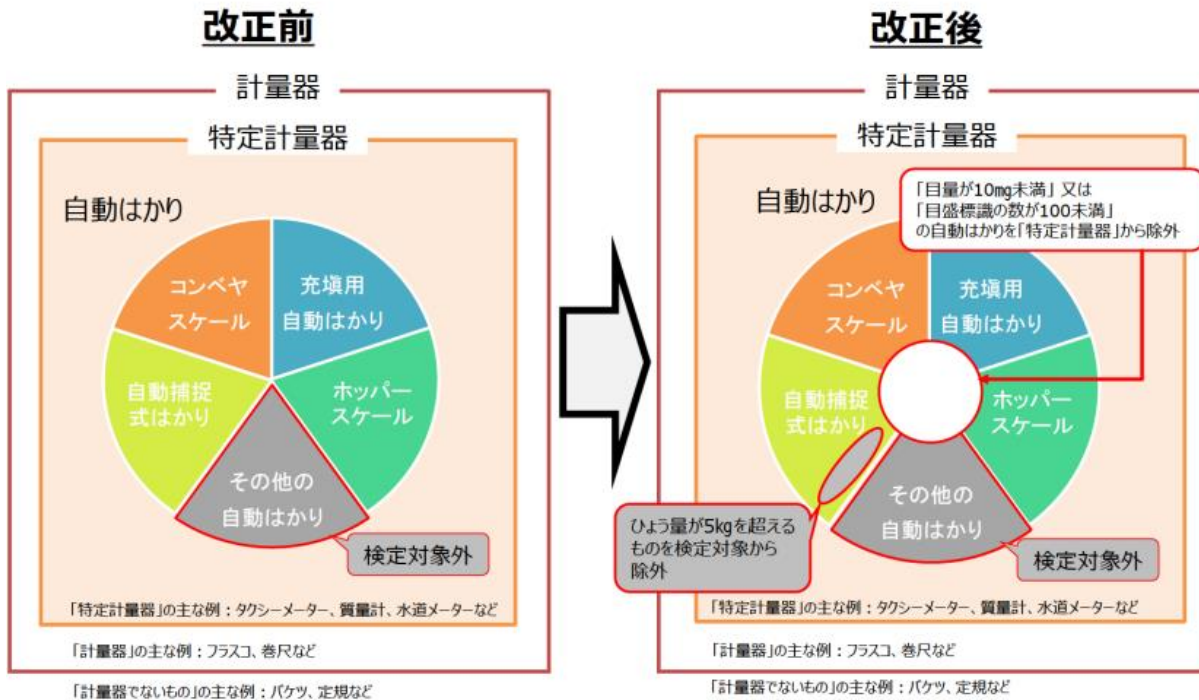


計量制度の最近の動向と概要
 令和5年5月
 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

11月1日は計量記念日

「計量法施行令等の一部を改正する政令」により改正された一部抜粋
 令和3年度政令改正で措置を講じた対象について

「ひょう量」とは、そのはかりで量れる「最大値」です。
 「目量(めりょう)」とは、そのはかりの目盛が表す量で、「最小値」です。



<計量法第2条(定義等)>

4 この法律において
「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、
「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、**適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。**

経済産業省HPから作成

※ 続きはPage 3-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 10月号】

…哲学する者はおそらく常識に反することを語るがあっても、理に反することを語ることはない、ということを知ることになるだろう。…つまり、自由とは欲望の対象を充足させるのではなく、欲望を制御することによって得られるものなのだ。
(エピクテトス「人生談義 自由について」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。